

業務部門二酸化炭素削減モデル事業平成 18 年度公募要領

平成 18 年 5 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成 18 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、業務部門二酸化炭素削減モデル事業を行うこととしています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱」（以下、交付要綱という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領」（以下、実施要領という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。平成 18 年度の交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

公募要領目次(業務部門二酸化炭素削減モデル事業)

- 1. 補助対象事業の概要及び目的**
- 2. 公募する事業の対象**
- 3. 補助事業者**
- 4. 採択の要件**
- 5. 補助対象事業の選定**
- 6. 応募に当たっての留意事項**
- 7. 応募の方法について**

留意事項

- 1. 基本的な事項について**
- 2. 補助金の交付について**
- 3. 補助金の経理等について**

補助事業における利益等排除について

業務部門二酸化炭素削減モデル事業について

[平成18年度政府予算案における予算額:150百万円]

1. 補助対象事業の概要及び目的

省エネ法の対象とならない中小規模の業務用施設等を対象に、二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術を導入するモデル事業を行い、他の業務用施設等への波及を促すことを目的とします。

具体的には、対策普及の水平展開が図れるよう、フランチャイズチェーンなどの組織を活用した事業や複数の事業者が連携して行う事業を対象とし、事業者から対策について提案を募集し、他の施設への波及、二酸化炭素削減効果、経済性を考慮し、より優れた提案を選定して、当該提案に基づき実施する省エネ設備導入等の事業費の一部を補助します。

2. 公募する事業の対象

平成18年度は、外食チェーン及びホテルチェーン等において、フランチャイズチェーンなどの組織・業態も活かして水平展開することができる対策モデルを提示する事業で、二酸化炭素削減効果、経済性及び波及効果の点からモデル性が高く有望な事業に対し、募集を行います。

3. 補助事業者

補助金の交付を申請できる者(補助事業者)は、次に掲げる者とします。

民間企業

公益法人

その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としません)

4. 採択の要件

モデル事業の採択要件は以下のとおりとします。

エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する代エネ・省エネに係る設備を整備する事業であって、以下の要件を満たすもの。

- (1)対策技術を複数の店舗に導入するものであること。
- (2)二酸化炭素の削減効果の高い事業であること。(既存店舗への導入の場合は導入前と比較して、また、新規店舗への導入の場合は一般的な技術と比較して、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が概ね10%以上であること。)
- (3)経済性・効率性(費用対効果や費用対便益など)が高く、他の中小小売店等業務施設のモデルとなりうるものであること。
- (4)同業種の他の店舗への水平展開が可能であるといった波及効果のある対策技術を導入するものであること。

5. 補助対象事業の選定

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い18年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

6. 応募に当たっての留意事項

(1) 応募内容について

単一又は複数の対策モデルを、オーナー店舗を含めていくつかの店舗(1つの提案事業者につき原則30店舗を上限とします。)で実際に導入する計画を想定しています。

予算の範囲内で優れた提案のものから採択します。複数のフランチャイズ事業者が共同で行う事業、機器メーカーやエネルギーサービス企業とフランチャイズ事業者が共同で行う事業も応募することができます。

(2) 補助対象経費について

補助対象経費として計上できるのは、事業を行うために直接必要な以下の経費であり、当該事業で使用されたことが証明できるものに限りです。

事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(3) 交付額

対象経費に1/3を乗じた額と、対策設備導入における光熱費削減による投資回収を一部控除した額として、当該設備による年間の光熱費削減見込額を2倍した額を対象経費から引いた額のうち、少ない方の額とします。

(4) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

(5) 二酸化炭素の削減量の把握等

事業の実施による二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(6) シェアード ESCO 事業について

シェアード ESCO 事業の場合は、設備設置事業者と ESCO 事業者との共同申請とします。なお、共同申請の事業については各事業者が連携して事業を推進することとします。

(7)事業報告書及び評価報告書について

補助事業者は、施設の本格稼働開始の日からその年度の3月末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の実績及び事業の収支並びに温室効果ガスの削減量を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。

また、補助事業者は、3年間の期間終了後には、当該事業の事業性評価及び今後の事業計画をとりまとめた評価報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出するものとします。

5. 応募の方法について

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類を、郵送により、公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は、封書に入れ、宛名面に「業務部門二酸化炭素削減モデル事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2)公募期間

平成18年5月8日(月)～平成18年6月9日(金)必着

応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。

(3)応募に必要な書類及び提出部数

[1] 事業実施計画書【別添1】

[2] 経費内訳【別添2】

経費内訳は18年度分についてのみ作成

[1] 及び [2] の書類を二部ずつ提出してください。

【別添1】業務部門二酸化炭素削減モデル事業実施計画書

Word(.doc)形式

【別添2】業務部門二酸化炭素削減モデル事業に要する経費内訳(18年度)

Word(.doc)形式

(4)提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
環境省 地球環境局地球温暖化対策課
TEL 03-3581-3351 (内線 6780) 担当 梅田、末次

(5)提出方法

原則として、郵送してください。受領した旨を E-mail 又は FAX で連絡いたします。提出後、1 週間程度しても受領確認の E-mail 又は FAX による連絡がない場合は、電話にてお問い合わせください。

留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります(ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い及び精算が行われること。

(4) その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（「補助事業における利益等排除について」参照）。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

1 区分	2 費 目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費) 材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費) 共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については補助事業者において諸種の物価版、他の類似公共事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり賃金日額及び歩掛かりについては、類似公共事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。</p> <p>工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道光熱電力料(工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、機械器具損料(工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))で類似の公共事業の実績等を参考に決定する。)をいう。</p>

事務費	付帯工事費	一般管理費	<p>以下の費用の合計額をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>(2) 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>(3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>(4) 技術管理に要する費用</p> <p>(5) 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の公共事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>補助事業又は工事の施工に直接必要な機械器具の製作、運搬、据付等に要する経費で、経費の算定方法は本工事に準じて算出すること。</p> <p>工事を施工するために必要な調査、測量、</p>
	機械器具費	土地造成費	
	調査費	搬入道路等工事費	
	初期調整費	門、囲障等工事費	
	事務費		

			<p>試験及び設計等に要する費用</p> <p>施設及び機械器具類の円滑な運転のための試運転、調整作業に必要な経費</p> <p>事業施工のために直接必要な事務に要する費用で あって、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び備品費等をいう。</p> <p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 1055 416 1099">号</th> <th data-bbox="416 1055 1091 1099">区 分</th> <th data-bbox="1091 1055 1310 1099">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 1099 416 1151">1</td> <td data-bbox="416 1099 1091 1151">5,000 万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1091 1099 1310 1151">6 . 5 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1151 416 1202">2</td> <td data-bbox="416 1151 1091 1202">5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1091 1151 1310 1202">5 . 5 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1202 416 1254">3</td> <td data-bbox="416 1202 1091 1254">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1091 1202 1310 1254">4 . 5 %</td> </tr> </tbody> </table>			号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6 . 5 %	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6 . 5 %													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %													
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %													

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」

といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。